

学位論文題名

韓国の後期中等教育を中心としてみた

“平等”の実現形態の展開

学位論文内容の要旨

本論文は、韓国の後期中等教育を対象の中心にすえ、教育の平等の実現形態について、その展開とそれをとらえる視座について明らかにしようとするものである。

韓国の学校教育とりわけ高等学校教育を中心とする“教育と平等”をめぐる政策史は、1974年の高校平準化政策の導入以来、たえず一貫して政治的争点の中心をなしてきた。この高校平準化は高校選抜に抽選方式を採用し、高校毎の生徒の質を均一化するもので、機械的な平等と言われる程徹底した措置であった。それは、生得的な能力差を前提にした従来型の学校間格差をなくし、熾烈な入試競争を抑えた点で平等形態の一步前進であったが、軍事政権下での導入でもあり、民主的要素を欠き、教育内容も“国定”のそれであり、平等原理がになう内実をそなえたものとは言えなかった。

1987年の第6共和制への移行にともない、平準化見直しの政策が打ち出されるようになったが、韓国世論は平準化を支持しており、入試競争の復活や自由志望・自由選抜方式の入試の復活が実施されることはなかった。この間の韓国の教育改革は、平準化の基本的な骨格を変えず、それを修正・補完する政策を実施している。韓国では平準化という平等化の歴史的遺産を活かしながら、韓国独自の教育の平等化の実現に乗り出そうとしているととらえることができる。

本論文は、まず平等論および“教育と平等”についての原論的吟味を行い、本論文の作業の理論的な枠組みと仮説を提示した。次いで韓国高校における平準化政策の変遷過程と韓国における平等論論争と世論のレビューを検証し、平準化政策についての筆者の基本的な評価を出した。さらに二つの章で、学校運営委員会と専門大学特別選抜制度という1990年代の二つの教育改革方策を取り上げ、その実施の現実をアンケート調査などを用いて詳細に検討した。コミュニティ・コントロールないしは“意志形成過程への参加の平等”、積極的差別是正措置（アファーマティブ・アクション）など、平等論の原論分析の視点から見て、これらを韓国の従来平準化を発展させる新たな制度、平等化の実現形態として評価できることを主張した。

各章の概要は以下のとおりである。

第1章は学校教育における平等化の実践と理論について3点にわたって検証した。第1は、アメリカにおける不平等の克服過程を、統合化教育、補償教育、積極的差別是正措置、コミュニティ・コントロール、80-90年代の平等論の新たな展開などの論点にわたって検

討し、実践上での現代の課題を検討した。第2は平等論の現在の水準をJ・ロールズの「格差原理」、F・フェーヘル「意志決定に参加する機会の平等」、R・ドウオーキンの「平等な配慮と尊重を受ける権利」に注目して検討した。これらの検討から、平等概念は、単純な画一的な平等概念から、各個人の不利な条件を補償すること、さらに各個人の固有の必要・差異に応じることを不可欠の構成要素として位置づける平等概念へと発展していることが明確にされた。特に韓国における高校教育の平準化の現在の段階を説明し得るコンセプトとしては、ロールズ、フェーヘル、ドウオーキンらの提唱した諸概念が有効ではないか、という仮説を提起した。

第2章は韓国の高校平準化の歴史を二つの時期に分けて検証した。第1の時期は平準化政策が始まった1974年から1989年までである。平準化の執行過程は複雑で大都市部を中心に始まった施行が順次地方都市へ適用地域を拡大するが、絶えず実施と中止を繰り返すこととなり、その状況を政策・理論・世論にわたり実証した。この期は平準化をめぐる世論の対立が激しかったが、平準化政策が貫徹される背景に強い世論の支持があったことが解明された。第2の時期は90年の「高校教育システム改革案」を画期として、95年の「新教育体制の樹立のための教育改革方案」により実施され今日まで続く時期である。高校進学率が95%を越え、教育資源の平等配分という補償教育では個人の差異に対応できない段階で、生徒各自の差異や多様性を尊重する政策が不可避となった。ここでは90年代の教育改革政策を検討し、二つの改革案（1990、1995）がこの課題に対応したものであったことを論証した。

第3章は、第2章で検討した教育改革政策の中で個人の差異に対応する制度改革方策としてとらえる学校運営委員会を対象をしばり、不平等の克服に果たす学校運営委員会の可能性を学校教育関係者へのヒアリング調査を通じて分析した。調査は工業高校2校を対象に実施した。運営委員会設置の趣旨は、すべての生徒を対象として「学校教育の効果を極大化し」「学習者中心の教育」「質の高い教育」を実現する媒体として位置づけられている点にある（95年改革法案）。調査の結果、学校運営委員会は、生徒個々の成長発達の必要に応える教育を実現するために有効な制度として関係者の間で意識されていることが明らかにされた。従来大学入試や学力・能力を基準にして「疎外され」「放置され」てきた生徒が学校教育活動の中心に据えられ、また従来全く主体にはなれなかった父母や地域住民が積極的に参加し、学校活動の一端を担うなどの状況が生まれていることも明らかになった。この事例研究は「参加の機会の平等」を実現することで不平等を克服するというフェーヘルらの命題が有効性を示しているといえる。

第4章では、専門大学特別選抜制度が従来不利な立場におかれていた実業高校卒業生の大学入学を優遇し、その機会を拡大する積極的差別是正措置であることを論証した。同制度は、学生定員の一定率を実業高校に優先的に割り当てる制度で、1997年度より実施された。2000年度では昼間55%、夜間65%以上を実業高校卒業生に割り当てることとされている。東洋工業専門大学と新丘大学の二つの事例の検討から、実業高校と専門大学の間での「2+2システム」（教育課程連携制度）がこの特別選抜制度を現実化するための重要な方策として実施されていることが明らかになった。「2+2システム」は、社会的に不利な立場にある生徒に高等教育へのアクセスの機会を拡大しており、平等実現の1つの重要な

方策であるにとらえることができる。

以上、平等論および韓国高校教育の展開の検討を通じて、現代韓国の教育が、以前の画一的な平準化という平等政策から、個人の差異に対応した平等政策へと発展をとげ、新たな平等の実現形態の段階に入ったものとして評価できることを明らかにした。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 小 出 達 夫
副 査 教 授 町 井 輝 久
副 査 助 教 授 小 内 透
副 査 助 手 横 井 敏 郎

学 位 論 文 題 名

韓国の後期中等教育を中心としてみた “平等”の実現形態の展開

1、本論文は、韓国的高校平準化政策の展開を対象とし、教育における平等原理の発現形態を検証した。しかし平等原理自体論争的概念であり、共有される安定したコンセプトがあるわけではない。したがって検証する対象からどのような現実を抽象してくるか、それ自体著者に問われる。著者は主としてアメリカその他の平等論の系譜と平等化の実践史を追跡し、仮説的命題を提示し、それに基づき高校平準化の歴史的展開をあとづけ、とくに1990年代以降の高校教育政策の展開の中から新たな平等化の発現事象を摘出し、学校運営委員会および専門大学の特別選抜制度が平等化に果たしている役割に注目し、これらの新しい制度がもつ意義を論証した。

2、論文は4部構成となる。第1章は教育における平等論の系譜とその新しい潮流に注目し、分析視座を提示した。第2章は1974年に始まる高校平準化政策の争点を摘出し、1990年以降あらたな段階に入った平等の発現形態に注目し、検証対象を提示した。第3章は、平等化を推進する媒体に着目し、それを学校運営委員会に求め、それがもつ可能性について検証した。第4章は、専門大学特別選抜が積極的差別是正措置であることに注目し、その運用を検証した。第1章で明らかにした本論文の仮説的命題は以下のとおりである。統合教育、補償教育、アフターマティブ・アクション、コミュニティ・コントロールなど平等化に関連する諸概念は韓国高校平準化のプロセスを追う場合においても有効性をもつ。同時に自己規定の特殊化(Differentiation)が進む段階での平等問題へのアプローチは別の概念を必要とし、筆者はそれをJ・ロールズの「格差原理」、F・フェーヘル「意志決定過程に参加する平等の機会」、R・ドウオーキンの「平等な配慮と尊重を受ける権利」に求めた。本論文はこれら諸概念に依拠して韓国高校における平等の実現形態の展開を検証したものである。

3、本論文が明らかにした諸点を以下に述べる。

(1) 高校平準化政策は1974年軍事政権下で導入された。それは生徒の学校選択の自由を認めず、高校の同質化を機械的に図る制度であった。したがってこの政策は絶えず政治的争点となり、教育の自由化論からの挑戦を受け政策的動揺を示すが、にもかかわらず一貫して維持された。筆者はその理由を本制度がもつ徹底した補償教育原理に見だし、それ故に世論の支持を受け続けたことを実証し、初期平準化政策の性格を明らかにした。

(2) 平準化政策は1990年を前後して展開点に向かえる。展開は1990年の「高校教育システム改革案」により方向が提示され、95年の「新教育体制の樹立のための教育改革方案」で実施される。著者はこの展開を高校進学率95%を越えた段階での不可避の帰結であり、高校生の自己規定の特殊化と一元的な大学入試準備教育との軋轢が顕在化し、平等問題は差異と平等の両原理を充足するものでなければならない段階にはいったことを明らかにした。

(3) この変化に対応する基本原理が「平等の尊重と配慮を受ける権利」(ドウオーキン)である。しかしこの権利を実体レベルで検証することは困難であり、著者はこの権利の充足レベルを「意思形成過程への平等な参加」(フェヘール)およびロールズの「格差原理」(アフーマティブアクション)によって検証した。著者は前者の原理を、「新教育体制」下に導入された学校運営委員会に見だし、後者の原理を専門大学特別選抜制度に見出した。この点は著者独自の視座であり、注目してよい。

(4) 学校運営委員会は「学校教育の機能を極大化」し、「学習者中心の教育」を実現する媒体として位置づく機関である。著者は学校運営委員会が、「自分の子女のための教育、地域発展に寄与できる教育」を要求し、地域の各種教育リソースを学校に収斂し、「生徒中心の新たな学校文化を創出する学校共同体」を形成し、運営委員会が学校への参加機関から学校課題解決に共同責任を負う組織になりつつある状況を明らかにした。著者はまた「平等理念がたんなる量的外的な平準化によるのではなく、個人の素質を開発し個人の特性を多様化する教育構造の創出」と結び付き、学校運営の「実質的民主化」が「実質的教育平等」に貢献する方向が運営委員会の中で追求されている現実を明らかにした(カッコ内はヒアリングでの関係者の意見)。これらは意識レベルから抽出した学校運営委員会の現状の一端であるが、著者は広範な検証活動をとおして、「意思形成過程への平等な参加」により生徒の「平等な尊重と配慮を受ける権利」を充足する可能性が有ることを実証し、一定の成果を出すことに成功した。

(5) 専門大学特別選抜は実業高校卒業生に入学定員の55%を優先的に割く制度であり、97年度に導入された。その結果実業高校生の高等教育機関への機会は開放され、格差は縮小した。著者はこれを積極的差別是正措置として捉える。また同時に導入された「2+2」の高・大教育課程連携制度にも注目し、高校と大学間の一貫カリキュラムの形成が実業高校生の大学へのアクセスを内容的にも充足するものであり、不平等克服の重要な転換

であることを論証し、その意義に注目した点は十分首肯できるものである。

4、本論文は、政治哲学レベルで平等論に新地平を画したロールズ、フェーヘル、ドウオーキンらの理論の有効性を実証レベルで検証した点で意義は大きい。それも韓国の高校改革の現実の中に検証の可能性を見いだした点で評価できる。かくして高校教育における平等問題への理論的実証的分析の可能性を開いた点は評価できる。

よって審査員一同は、朴起元が北海道大学博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。